

健全な男女共同参画社会をめざす会

正しい男女平等とは

[トップ](#) [入会のご案内](#) [会報](#) [活動内容](#) [リンク集](#) [お問い合わせ](#)

[会報一覧に戻る](#)

なでしこ通信 28号

<p>なでしこ通信 第28号</p> 	<p>目次</p> <ul style="list-style-type: none">○女尊男卑行き過ぎていませんか？ 小学館発行「SAPIO」4月22日号より○男女共同参画条例について各地の動き 筑後市（福岡県） 日田市（大分県）○最高裁で無罪判決 ～痴漢冤罪訴～ めざす会幹事 水上紘一○松山市NPOによる性教育講座に参加して
---	---

健全な男女共同参画社会をめざす会

H21・5・1

なでしこ通信 第28号

女尊男卑行き過ぎていませんか？ ～小学館発行「SAPIO」4月22日号より～

◆毎週水曜になると、繁華街はどこもかしこも「レディース・デー」。ホテルのバイキングは割引、ゴルフ場では練習球の追加サービス、スキー場はリフト券半額、温泉も入浴料割引となる。ショッピングモールでも遊園地のチケットから温泉施設、ボウリング、カフェなど、水曜日は全館あげてのディスカウントデーになるという。

◆曜日と関係ない「レディースプラン」も多い。

ホテルや旅館では、宿泊にエステや食事を組み合わせたプランを女性限定で提供している例も多い。中には「お一人さま歓迎プラン」と称して、一人で素泊まりでも女性だと安くなるケースもある。

◆映画館のほとんどが導入しているのが水曜のレディース・デー。1800円が1000円になる。1993年に神奈川県で導入され、全国に広がったという。

◆パチンコ店にも「女性専用台」が登場。一般の台よりも設定が甘く、よく玉が出るという。もし本当なら店の利潤を確保するため、男性台はかなりワリをくっているというわけだ。

◆私企業だけではなく、公共の場でもこういった動きは広がっているという。

東京都内の公立図書館では、女性専用・優先席を設置する動きが広がっている。主な理由は痴漢やホームレス対策。札幌の男女共同参画センターは四年前までホールやスタジオなどの利用料金を女性（女性のためのグループ）に限り半額にしてきたため、男性利用者から抗議の声があがった。

こんなことはそう目くじらを立てることではないかもしれませんが。しかし、もし「男性専用」や「男性だけの割引」が世にあふれていれば、女性たちは「それは男尊女卑だ、女性差別だ」と大さわぎになるのではないのでしょうか？逆の立場になるとわかることもありますね。

男女共同参条例に関する各地の動き

筑後市（福岡県）

3月26日、性差否定教育や市民の思想統制につながるおそれのある男女共同参画条例の規定を大幅に修正する案が市議会で可決されました。

①前文の「性別にかかわらず」を削除

これは「筑後市の条例はジェンダーフリーをめざすものではない」というはっきりした解釈を示したものと言えます。

②「基本理念」の項目に「男女は互いの特性を認め合い」という文言を追加

「男（女）らしさ」は差別ではなく、男女の個性であるという視点がうかがわれます。

③「あらゆる教育の場において、男女共同参画の推進が図られるよう配慮されること」という項目の削除。

これも、教育の場にジェンダーフリー色が蔓延することを防ぐ歯止めと言えます。

④人権侵害に対し「調査・勧告・要請を行う専門委員（苦情処理係）」に関する項目を全面削除

専門委員の制度は、男女別学の廃止等のフェミニズム運動に利用されたり、市民の表現の自由（「奥さん」「主人」等）の抑圧につながるなどの弊害が報告されていただけに、市議会の高い見識が示されたかたちとなりました。

日田市（大分県）

3月23日、市が提出した男女共同参画推進条例が、市議会の反対多数で否決されました。

この条例は、いわゆる「苦情処理機関」についての項目が全体の半分近くを占めるものであり、市民が「これは男女共同参画に反する」と苦情をあげれば、推進委員が「人権侵害を救済する」ため、事情聴取・関係資料の請求、実地調査など、大きな権限を携えて乗り出してくる、という問題の多いものでした。

これを憂いた市会議員たちは「男女共同参画の名のもとに、新たな人権侵害が起こる可能性は否定できない」として修正案を作成しました。この修正案は、本会議で市側の原案とともに否決されましたが、条例に対する市民の意識は低くなんのために条例が必要であったかというそもそもの原点が問い直される結果となりました。

このように各地の自治体では、ジェンダーフリー思想に染まった条例を制定し、家庭や学校、職場の人間関係や人々の絆、わが国の文化を破壊しようとする動きが絶えず浮き沈みしています。良識ある市民と政治家の連帯が必要とされています。

◇最高裁で無罪判決

～痴漢冤罪訴訟～ めざす会幹事 水上紘一

痴漢冤罪を怖れてバンザイ通勤する男族に待望の朗報が届いた。バンザイか降参かはておき、大きく報道されていたので既にご知の方が多いであろう。平成21年4月14日の最高裁第三小法廷が、電車内で女子高校にわいせつ（痴漢）行為をしたとして強制わいせつ罪に問われ、一、二審で懲役1年10月の実刑判決を受けた防衛医大名倉正博教の上告に対して原判決を破棄し、無罪を言い渡したのである。最高裁では初めてのことであり、画期的な判決である。名倉教授は、判決を聞くまでは収監を覚悟していたと述べている。これまで、この種の裁判に勝つことは至難のことだったので無理もない。

突然痴漢だと騒がれて、駅の事務室へ行く。身に覚えがないと反論しているうちに警官が来て警察署に連れていかれる。犯行を認めないと数十日拘留され、起訴される。起訴されてしまうと99%有罪にされる。証拠がなくても、疑わしきは罰せずという裁判の根本原則は適用されない。被害者がウソをつく動機がないという非常識な理由によるのである。痴漢冤罪は、周防正行監督の映画「それでもボクはやってない」で広く知られるようになったが、名倉教授も同じような道を辿ったのであろう。筆者は東京出張が憂鬱だった。

昨今の世の中には動機がよく分らない犯罪や相手を選ばない犯罪がよくある。被害者と称する女高生にウソをつく動機がないなどとは、裁判官はなんと世間知らずなのだろう。腹の虫の居所が悪かったとか、顔が気に入らなかったとか、理不尽な動機はありえるのである。また、世知辛い動機として示談金目当てが考えられるし、事実ごく最近、美人局的な犯行が発覚している。

警察での取り調べで、「起訴されれば有罪になるよ。裁判なんかしていると失職して人生が破滅するよ。家族のことも考えなさい。容疑を認めればすぐ釈放される」と言われる。こうして、泣く泣く冤罪を受け入れた人達が多くいる。今度の判決を機に警察、検察、裁判所は原則を「疑わしきは罰せず」に戻すべきである。

奇妙なことに、この重大な憲法違反の人権侵害に対して人権派弁護士も人権擁護活動家も沈黙してきた。なぜかといえば、彼らの大半はフェミニストであって男の人権など歯牙にもかけないからである。また、社会にもフェミニズムの雰囲気は漂っていて、深刻な事態を改善しようとする動きは広まらなかった。証拠はなくても、被害者と称する女の言うことは信用され、加害者とされる男の冤罪の主張は通らないというのは、女尊男卑そのものである。

ついでに言うと、セクハラ定義は「意図にかかわらず相手に不快な思いをさせる性的な言動」である。つまり、セクハラかどうかを決めるのは、一方的に被害者の証言なのである。痴漢冤罪にせよ、セクハラ冤罪にせよ、背後には女尊男卑の原則がある。

松山市NPOによる性教育講座に参加して

3月末、「松山子ども劇場21」が「“人間と性”教育研究協議会えひめサークル」の協力で開催した子育て講座「性教育！！学校で、家庭でどうしてる？～子どもを豊かに育む性教育～」に参加してみました。

■松山市立小学校の教諭をしているという講師は、会場を間違え誰もいないので帰宅したというお粗末さ。予定の2時間は、活動紹介を数分することになっていた男性の同性愛者の話を聞く羽目になりました。

■同性愛者の間ではH I Vの感染率が高い。学校はH I Vや性感染症を防ぐために、コンドームの使用方法を具体的に実践的に教育すべきだというのが彼等の主張でした。その10日ほど前、ローマ法王がコンドームの配布に否定的な発言をされたことやコンドームの販売数が激減していること、また学校でのコンドーム教育は性交を奨励していると捉えられる、などと危機感を募らせていました。

■参加者は15名あまりでしたが、ほとんどが以前から熱心にこの問題に取り組んでおられるお母さん方でした。「家庭でコンドームを使ったセックスを語ることが子供の健康を守るのだから躊躇してはいけない」と言うのです。そしてそうできない現実に焦りや不安を感じておられるのです。

■遠藤順子先生（NPO法人・円ブリオ基金センター理事長）はご著書「70歳からのひとり暮らし」でこう書いておられます。

「家庭がちゃんとしていれば、あえて性教育はしなくても大丈夫だと思う」

「美しい心とか恋愛に憧れる時代があって、その後、セックスが人間に必要なことだと理解する時期があって、それから性教育に行くならいい」

しかし、いきなりセックスの話をして「男女というのはこの模型のようなものだ」と教えることは、子供の夢をつぶしていると怒りを表わされています。

また、加地伸行・立命館大学教授は、親子関係の問題にふれた最近の講演会において、

「もっとコミュニケーションをとれ、というのが、われわれ日本人はそんなことが苦手。それよりも仏壇の前で家族で一緒に手を合わせたほうがいい」とおっしゃっていました。

■□□事務局からのお知らせ■□□

■平成21年度の会計報告書を同封いたしました。皆様からいただく会費で「めざす会」の活動ができております。ご協力ほんとうにありがとうございます。■月2回学習会を開催しております。日時や会場はお問い合わせ下さい。■会費の切れる会員の方には振替用紙を同封しております。現在の会員数は674名。1,000名をめざしております。ご家族やご友人にもご入会いただけますようお願い致します。新しい方のお名前は通信欄にお書き下さい。

健全な男女共同参画社会をめざす会
〒790-0931松山市西石井1-3-30
電話 090-8971-7721 FAX 089-964-3903 メール t64r59@bma.biglobe.ne.jp

Copyright © 2009, 健全な男女共同参画社会をめざす会, All Rights Reserved.